

(別紙2)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」

(平成13年11月1日付け13生畜第4224号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)

新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第2 改正に伴う留意事項</p> <p>1 確認済血粉等及び確認済チキンミール等の取扱いについて (1)～(4) (略)</p> <p>2 輸入品の取扱いについて <u>豚若しくは馬に由来する血粉若しくは血しょうたん白又はチキンミール、フェザーミール若しくは家きんに由来する血粉若しくは血しょうたん白(以下「要確認飼料」という。)の輸入品については、販売荷口ごとに、基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写しを添付することとする。</u></p> <p>第3 <u>農林水産大臣の確認について</u></p> <p>1 <u>製造工程の確認手続について</u></p> <p>(1) <u>別表第1の1の(1)のシ又はスの規定による農林水産大臣による確認(以下「大臣確認」という。第3の2に規定する変更の確認を除く。)を受けようとする要確認飼料の製造業者は、別記様式第1号により、独立行政法人肥飼料検査所(以下「検査所」という。)を経由して確認申請を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>(1)の確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が別添1又は別添2の要確認飼料の製造工程に関する基準(以下「製造基準」という。)に適合しているかどうかについて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。</u></p> <p>(3) <u>確認済血粉等又は確認済チキンミール等の製造業者は、製造基準に適合していないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、(2)の通知に係る確認書を検査所を経由して返納させるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第2 改正に伴う留意事項</p> <p>1 確認済血粉等及び確認済チキンミール等の取扱いについて (1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>農林水産大臣への確認申請について</u> <u>農林水産大臣への確認申請は、別添1又は別添2の製造基準に適合することについて、別記様式第1号の確認申請書に製造工程の図面を添付し、独立行政法人肥飼料検査所を経由して行うよう関係業者に対し周知徹底を図られたい。</u> <u>また、輸入品については、基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書を添付することとする。</u> <u>なお、確認申請に係る事業場が製造基準に適合していると認められる場合には、別記様式第2号による確認書を交付することとする。</u></p>

2 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

ア 確認済血粉等又は確認済チキンミール等の製造業者は、確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として1ヶ月前までに、別記様式第3号により、検査所を經由して変更確認申請を行うものとする。

イ アの変更確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて確認し、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知する。

ウ 確認済血粉等又は確認済チキンミール等の製造業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、2の(2)の通知に係る確認書を検査所を經由して返納するものとする。

(2) 製造基準への不適合に伴う確認書の返納

確認済血粉等又は確認済チキンミール等の製造業者は、製造工程の変更等により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様式第5号により、検査所を經由して農林水産大臣に届け出るとともに、1の(2)の通知に係る確認書を返納するものとする。

(3) その他の変更

確認済血粉等又は確認済チキンミール等の製造業者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程の変更等がある場合には、遅滞なく、別記様式第6号により、検査所を經由して農林水産大臣に届け出るものとする。

第4 製造設備の故障等についての対応

確認済血粉等又は確認済チキンミール等の製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに、確認済血粉等又は確認済チキンミール等の製造を一時停止するとともに、その概要を検査所を經由して農林水産大臣に報告するものとする。

第5 施行期日

(略)

別添1

第3 施行期日

(略)

別添1

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 血液の採取
（略）

2 血液の輸送

血液の輸送車又は輸送容器、血液を搬送する輸送管、ポンプ等は、豚（又は馬）に専用化するか、又は豚（又は馬）に由来する血液を輸送する前及び後に、輸送車等の洗浄又は清掃を徹底すること。

血液の輸送に当たっては、別記様式第7号により血液供給管理票を作成し、血液の輸送車に携行すること。豚（又は馬）に由来する血粉等の製造業者は、血液供給管理票が携行されていない原料は、受け入れないこと。また、血液供給管理票の記載内容と供給された血液の内容、数量、分別流通の状況等を確認するとともに、血液供給管理票を8年間保存すること。

3 製造方法

（1）～（3）（略）

（4）肉骨粉等供給管理票

製品の輸送に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送車に携行すること。製品が最終荷受者に到達した場合は、遅滞なく最終荷受者から肉骨粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受者に確実に到達したことを確認するとともに、回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

4・5（略）

別記様式第1号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の事業場における 〃 に由来する 〃（注1）の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシの規定（注2）による確認

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 血液の採取
（略）

2 血液の輸送

血液の輸送車又は輸送容器、血液を搬送する輸送管、ポンプ等は、豚（又は馬）に専用化するか、又は豚（又は馬）に由来する血液を輸送する前及び後に、輸送車等の洗浄又は清掃を徹底すること。

血液の輸送に当たっては、別記様式第3号により血液供給管理票を作成し、血液の輸送車に携行すること。豚（又は馬）に由来する血粉等の製造業者は、血液供給管理票が携行されていない原料は、受け入れないこと。また、血液供給管理票の記載内容と供給された血液の内容、数量、分別流通の状況等を確認するとともに、血液供給管理票を8年間保存すること。

3 製造方法

（1）～（3）（略）

（4）肉骨粉等供給管理票

製品の輸送に当たっては、別記様式第4号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送車に携行すること。製品が最終荷受者に到達した場合は、遅滞なく最終荷受者から肉骨粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受者に確実に到達したことを確認するとともに、回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

4・5（略）

別記様式第1号

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定により、下記の事業場の製造工程が、
（豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

備考 添付書類として製造工程の図面を添付すること。

注1：製造に係る品目を記載する。

注2：家きんに由来する製造品目にあつては、スの規定。

別記様式第2号

農林水産省指令 番号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあつた下記の事業場における に由来する
(注1)の製造工程については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(1)のシの規定(注2)により、申請のとおり確認する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣 印

家きんに由来するチキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準に適合していることの確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

備考 添付書類として製造工程の図面を添付すること。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣

豚(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準
家きんに由来するチキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準
に適合していることの確認について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)の規定により平成 年 月 日付けで申請のあつた下記の事業場については、標記製造基準に適合していることを確認する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

注1：製造に係る品目を記載する。

注2：家きんに由来する製造品目にあつては、スの規定。

別記様式第3号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた
に由来する（注1）の製造工程について下記のとおり変更し
たいので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年
農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシの規定（注2）による
確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地
- 3 変更する事項
- 4 変更予定年月日

備考 添付書類として製造工程の図面を添付すること。

注1：製造に係る品目を記載する。

注2：家きんに由来する製造品目にあつては、スの規定。

別記様式第4号

農林水産省指令 番 号

備考 確認書の有効期間は、交付の日から2年間とする。なお、製造
工程が変更された場合にあつてはこの限りでない。

住 所
氏 名

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた
下記の事業場における に由来する (注1)の製造工程につい
て、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、飼料及び飼
料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別
表第1の1の(1)のシの規定(注2)

により、申請のとおり確認する。
に基づく製造基準に適合しないので、変更後に製造した飼料の販売
を停止し、確認書を返納されたい。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣 印

注1：製造に係る品目を記載する。

注2：家きんに由来する製造品目にあつては、スの規定。

別記様式第5号

製造基準適合確認書返納届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた
に由来する (注) の製造工程については、下記のとおり
に由来する (注) の製造工程に関する基準を満たすことができな
くなったので、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部
を改正する省令の施行について」(平成13年11月1日付け13生畜
第4224号)第3の2の(2)の規定により に由来する (
注)の製造を中止するとともに、確認書を返納します。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期

注：製造に係る品目を記載する。

別記様式第6号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省
令の施行について」(平成13年11月1日付け13生畜第4224号)
第3の2の(3)の規定に基づき、年 月 日付けで に由来する
(注) の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届
け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

注：製造に係る品目を記載する。

別記様式第7号

(略)

別記様式第8号

(略)

別記様式第3号

(略)

別記様式第4号

(略)